

2015年度事業報告書

2015年4月1日～2016年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 事業の成果

2015年度は、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度（消費者裁判手続特例法）の2016年の施行に向け本格的な準備をすすめることを課題として掲げていました。特定適格認定監督ガイドラインの策定については、全国の適格消費者団体と連携して意見を述べてきました。ガイドラインの確定は2015年11月となり、消費者裁判手続特例法の施行日は、2016年10月1日となりました。このスケジュールに合わせ、被害回復関係業務の設計と同業務規程の準備を開始しています。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめてきました。2015年度は2件の訴訟を提起し、いずれも差止の対象とした契約条項が削除・是正されたので、和解をもって終結しています。この他、新たな裁判外の申入れは5件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善された事案や中間経過など11件を公表しました。設立以来の累計では、77件で是正をはかることができました。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 不当な約款等の是正事業	ワーキンググループ(以下「WG」と表記)を開催し、消費者被害情報に基づき約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、その不当性を検証。不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	第1WG	千代田区 主婦会館 プラザエフ		その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	5,464 千円
		4/20		6		
		5/29		7		
		6/22		6		
		7/23		7		
		9/9		7		
		10/19		7		
		12/4		6		
		1/20		6		
		2/24		6		
		3/30		9		
		第2WG				
		4/6		11		
		5/13		10		
		6/18		9		
		7/27		10		
		9/1		11		
		10/2		10		
		11/11		10		
		1/13		10		
		2/15		11		
3/29	10					
確認WG						
4/21	9					
6/30	8					
8/19	7					
9/30	7					
11/12	7					
12/9	8					
1/25	8					
3/9	6					

	事案別検討チーム 事案別にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(不動産賃貸借) 5/20 7/6	千代田区 主婦会館 プラザエフ	4 4	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ				
	(がん保険) 7/15 8/28 10/21 11/19 1/14 2/29 3/31	8 11 10 10 10 9 7							
	(建築請負) 4/15 5/11 6/3 6/23 7/29 9/15 11/10 1/21 3/17	5 5 4 5 5 5 5 5 5							
	(互助会) 1/22 3/10	7 7							
	(フィットネスクラブ) 4/17	7							
	(ペット) 1/19 2/26	6 7							
	弁護士準備会議 差止請求訴訟及び消費者契約法41条にもとづく差止め請求の要否、内容等を検討した。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護士に移行する。)	4/15 6/19 7/2 7/22 10/7 3/15		千代田区 主婦会館 プラザエフ			9 9 9 9 8 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①ワーキンググループの議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	4/13 5/18 8/27 10/5 11/7 1/18 3/28					千代田区 主婦会館 プラザエフ		
(2) 差止請求権を行使する事業等 家庭教師派遣業弁護士会議 41条請求書面と訴状の検討を行い、提訴準備をすすめた。	6/18 7/17 8/11 9/14 9/28	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5 5 5 5		その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1990 千円			

(3) 消費者被害の調査・研究事業 ○被害情報対応委等開催	被害情報対応委員会(全体会)を開催 ① 年度事業計画に関する協議 ② 各ワーキンググループ等の活動状況の共有化等	3/16	千代田区 主婦会館 プラザエフ	22	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	159千円
(4) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、具体的な事業を実施する機会はなかった。	—	—	—	—	0千円
(5) 消費者に対する啓発事業	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区 当法人事務所等	4	不特定多数の消費者ならびに当法人会員	275千円
	総会記念企画講演会「消費者運動・消費者行政の歴史と課題」	6/16	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6	一般消費者ならびに当法人会員で参加者は65名	64千円
(6) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー 「消費者法制の基礎セミナー」	7/16	千代田区 主婦会館 プラザエフ	7	事業者を中心にのべ50名参加	359千円
	「法施行まであとわずか！消費者裁判手続特例法を学ぶ」	2/17		6		
(7) 事業者自主ルール等への提言	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0千円
(8) 政策提言事業	他の消費者団体等と、消費者団体訴訟制度支援についての政策提言の為の意見交換への会場提供と参加	11/13	千代田区 主婦会館 プラザエフ	3	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	6千円
(9) その他事業 東京都との協働事業として右記事業を行った。	契約セミナー&法律相談会「知っておかないと大変！～終活に必要な契約の基礎知識～」	10/27	新宿区 東京都消費生活総合センター	9	契約セミナー(一般消費者74名) 法律相談会(一般消費者8名)	229千円
	事業者セミナー「新しい消費者団体訴訟制度に事業者が備えるべきポイント」	12/2	新宿区 東京都消費生活総合センター	6	事業者を中心に81名参加	